

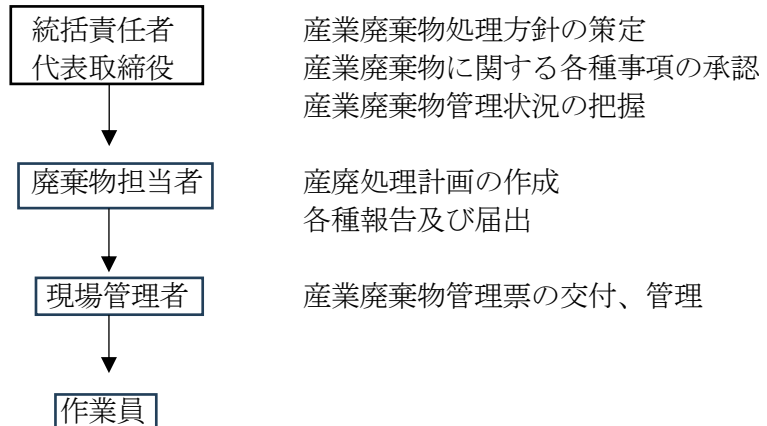
様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第 1 面)

産業廃棄物処理計画書 令和8年7月31日 山口県知事 様 提出者 住 所 山口県宇部市東岐波1856番地4 氏 名 株式会社 りーふ 代表取締役 磯中 俊佑 電話番号 0836-39-7144 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事 業 場 の 名 称	株式会社りーふ
事 業 場 の 所 在 地	山口県宇部市東岐波1856番地4
計 画 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事 業 の 種 類	総合建設業
② 事 業 の 規 模	53,809,221
③ 従 業 員 数	3名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1-1のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（ 7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	排 出 量	t	t
	（これまでに実施した取組） 現場で抑制に努める		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	排 出 量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 引き続き上記の継続		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） がれき類、木くず等の現場内での分別促進
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 引き続き上記の継続

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（ 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（ 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（ 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	全 処 理 委 託 量	1382 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1382 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定して 書面による契約を実施している		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	全 処 理 委 託 量	1350 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1350 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	再生利用が可能である廃棄物は 再生利用ができる業者へ委託する		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙 1-1

当該事業場において現に行なっている事業に関する事項

④産業廃棄物の一連の処理工程

がれき類	出来る限り分別を行い、コンクリート殻及びアスファルト 殻は再生処理業者に委託して再生砕石として再資源化を行なう。 その他のがれき類については最終処分業者に委託して確実に処分 する。 また石綿含有産業廃棄物は確実に安定型処分地を確保し、 適切に処理する。
木くず	再生処理業者に委託し、チップとして再生資源化を行なっている
金属くず	有価物として再資源化を行なっている
廃プラスチック	中間処理業者に委託し、破碎・圧縮等を行い中間処理を行なっ ている。

紙くず 中間処理業者に委託し、破碎・圧縮等をおこない再資源化業者に
委託して熱原料等を行なっている

繊維くず 中間処理業者に委託し、破碎・圧縮等をおこない再資源化業者に
委託して熱原料等を行なっている

ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず
再生処理、中間処理、最終処分業者に委託して処理処分を行
なっている

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(補足)(令和8年度計画)

別紙2-1

多量排出事業者 名 称	株式会社リーふ	所在地(市町名)	宇部市	事業の種類	解体工事業
-------------	---------	----------	-----	-------	-------

区分	種 類	(単位：トン)																			
		排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
産業廃棄物	燃え殻																				
	汚泥																				
	廃油																				
	廃酸																				
	廃アルカリ																				
	廃プラスチック類	20	10									20	10								
	紙くず	6	5									6	5								
	木くず	683	680									683	680								
	繊維くず	7	5									7	5								
	動植物性残さ																				
	動物系固形不燃物																				
	ゴムくず																				
	金属くず																				
	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	30	30									30	30								
	鋸さい																				
	がれき類	636	620									636	620								
雑物	動物のふん尿																				
	動物の死体																				
	ばいじん																				
	13号廃棄物																				
計 (A)		1,382	1,350	0	0	0	0	0	0	0	0	1,382	1,350	0	0	0	0	0	0	0	0